

平成 22 年度から

栗沢町
地区の
一部に

都市計画税を 導入します

栗沢町地区の一部には、合併以前から都市計画区域を設定していましたが、都市計画税は課税していませんでした。また、合併時の協議でも都市計画区域を見直すまでの当分の間、課税しないこととしていましたが、昨年 10 月に、その見直しが完了しました。

市税条例では、都市計画区域内にある土地と家屋に、都市計画税を課税することとなっています。そのため、現在都市計画税を課税している方との公平性を保つためにも、平成 22 年度から課税することとしました。

なお、新たに都市計画税を課税する土地や家屋をお持ちの方には、個別に通知します。

栗沢町地区の都市計画区域は、市都市計画課または市のホームページをご覧ください。

(ホームページアドレス <http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/i/sangyo/tosi/kuri>)

○平成 22 年度から都市計画税を課税する栗沢町の地域

全部の地域で課税	栗沢町西本町、栗沢町本町、栗沢町北本町、栗沢町南本町、栗沢町東本町、栗沢町幸穂町
一部の地域で課税	栗沢町南幸穂、栗沢町北幸穂、栗沢町必成、栗沢町最上、栗沢町由良

都市計画税ってどんな税？

都市計画で定めた道路や公園、上下水道などの都市計画施設の整備や、市街地開発地域事業などを行う目的で課税しています。(使い方を特定している目的税)

都市計画税の対象となるのは？

毎年 1 月 1 日現在に、都市計画区域内にある土地と家屋です。なお、農業振興地域の農用区域にある農地(田、畑)や山林、原野は除きます。また、償却資産には課税しません。

税率と税額の計算方法は？

固定資産税と同様に、土地や家屋の評価額が課税標準額となります。また、土地の課税標準額の算定に当たっては、固定資産税と同様に住宅用地の税負担を軽減するための特例措置などがあります。

なお、免税点未満であれば固定資産税と同様に、都市計画税も課税しません。

$$\text{課税標準額} \times 0.3\% (\text{税率}) = \text{都市計画税額}$$

納税方法は？

固定資産税と合わせて納めます。

免税点とは…

市内に同一の方が所有する土地や家屋ごとに、それぞれ合算した固定資産税課税標準額が次の額に満たない場合には、課税しません。

土地 30 万円
家屋 20 万円

問合せ先 都市計画税は市税務課資産税係、都市計画区域は市都市計画課都市計画係